

道修町三丁目町会所「諸事書上帳」 第一冊の二

野 高 宏 之

凡 例

- 一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、目録番号二七四「諸事書上帳」一九冊の第一冊、明和二年の「諸事書上之控」のうち、明和二年五月から同十二月までの記事を収めた。
- 一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ（貫）・メ（しめ）・カ（より）・牀（体）はそのまま使用した。
- 一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江（へ）・而（て）・与（と）・者（は）・茂（も）などの助詞は原文のまま使用した。
- 一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。
- 一、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。
- 一、表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注として（朱書）、（貼紙）のように示した。
- 一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線「」を付けた。
- 一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右側に傍注を付け、（ ）に収めた。
- 一、筆者が加えた傍注には（ ）を付け、原文と区別した。
- 一、筆意が通じないが原文のままとしたものには傍注として（ママ）、疑念が残る場合は（カ）を付けた。

史料紹介

- 一、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。
- 一、原文の字句に付けた「*」は注記を付けたことを示す。注記する字句は「」で示し、一件ごとに末尾に配置した。
- 一、史料全体の注記は、史料の末尾に「*」を付けて示した。

【翻刻】

覚

一 札

一 其元船此度廻米^{*}雇舟之内へ差下申候、尤積所へ下着之^{*}
上二而、米積方之義ハ日数十五日之内へ積渡可申候、
万一日限^{*}過候ハ、勝手次第第二可能登候、於当地運賃相
渡可申候、為其仍而如件

申十一月廿日

辰巳屋

善右衛門^{*}

小柳

孫右衛門

船頭宛

*本文書は挟み込み一紙。

【廻米】大坂に廻送する米

【差下】大坂に輸送する

【下着】大坂から現地に到着する

【日限】期限となる日

【辰巳屋善右衛門】但馬問屋（安永版『難波丸綱目』）

一 当二月より同四月迄三ヶ月之間十二品諸荷物、廻舟会所^{*}
へ書出候外、他所他国舟二而江戸江致直積候分、丁内吟^{*}
味仕候処一切無御座候二付、書付ヲ以御断申上候、以上^{*}

道修町三丁目月行司^{*}

酉五月十六日

伏見屋半右衛門

年寄^{*}

紙屋吉右衛門

惣御年寄中^{*}

【十一品諸荷物】大坂から江戸に送る主要商品。三ヶ月ご
とに十一品の数量を調査し大坂町奉行所に報告すること
が惣年寄の職務であつた

【廻舟会所】廻船会所。海船を監督する役所

【他所】撰津国のうち大坂以外の所

【直積】大坂を経由せず、地方から江戸に直接輸送すること

【丁内】町内（ちやうない）のあて字

【書付】文書

【断】届け出、報告

【月行司】「がちぎようじ」。町人から月当番で選ばれた町
内の代表者。町年寄を補佐・代行する。通常一名

【年寄】町年寄。お町内の代表者

【惣御年寄】惣年寄。町人を代表して市制を担当する行政官

乍憚口上

一道修町巷丁目年寄天野屋七郎兵衛義病氣二付、私罷出申候故、書付ヲ以御断申上候、以上

道修町三丁目年寄

西五月十六日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

乍恐口上

道修町三丁目

小西半兵衛*

病氣二付代嘉右衛門

一上中之嶋町和泉屋茂兵衛借屋井川屋善六方へ菓種代残銀拾貳ノ五百六拾九匁八分五リ相滞候二付、右善六・同手代茂助・武右衛門并年寄備前屋源右衛門・家主和泉屋茂兵衛相手取、去申十月廿一日奉願上、同閏十二月十八日対決之上、右善六・同手代茂助・武右衛門右三人之者共へ百五十日切被為 仰付難有奉存候、然ル

処昨十九日百五十日目ニ罷成候処、御威光ヲ以銀高拾

貳ノ五百六十九匁八分五リ之内へ過半銀六ノ五百匁請

取、残而六ノ六十九匁九分八分五リ、未相済不申候、早々

相渡候様被為 仰付被下候ハ、難有□奉存候御慈悲難

有奉存候、乍恐御日切手形差上御願奉申上候、以上

小西

明和二年西五月廿日

半兵衛

病氣二付代嘉右衛門

御奉行様

右ハ八田軍平様御掛り二而、於御前又々今日百五十日

切被為 仰付候

【小西半兵衛】菓種中買仲間

【上中之嶋町】中之島に所在

【借屋】「かしや」と訓む

【対決】町奉行所において、原告と被告がそれぞれの正当性を主張すること

【百五十日切】返済期限を百五十日以内とする

【御威光ヲ以】「仰付被下候ハ、」につながる

【過半銀】額面の半額以上に相当する金額

【御日切手形】返済額と返済期限を記した町奉行所発行の手形

【八田軍平】東町奉行組与力。当日の当番与力である
【御前】大坂町奉行

一 道修町四丁目河内屋作兵衛借屋小西次郎兵衛右丁内小
西半兵衛方へ預銀^{*}出入二付、二月廿五日御願申上候処
出入相済、五月廿四日濟口証文^{*}差上相済

【預銀】「あずかりぎん」「あずけぎん」。借金の一種

【出入】民事上の紛争。民事訴訟

【濟口証文】和解が成立した旨を記した証文

覚

一 当四月より六月迄三ヶ月之間、從諸国大坂御大名衆蔵屋
敷并商人方へ登り米^{*}、丁内吟味仕候処無御座候二付、
書付ヲ以御断申上候、以上

西七月十日

惣御年寄中

【登り米】諸国から大坂に廻送される米

覚

一 銀子九拾四匁六分

右ハ京都大仏殿勸化^{*}寄附仕候間、宜被仰上被下度、如
斯御座候、以上

西七月十九日

道修町三丁目

道修町壱丁目

【京都大仏】方広寺大仏

【勸化】堂舎修築のため、寺社が幕府の許可を得て、一定
の期間、一定の地域で行う募金活動。大坂市中では複数
の個別町が勸化組合を結び、町ごとに寄附する金額を調
整した

覚

一 生玉南坊^{*}勸化物、先達而書上候銀高十五ヶ年之間年々
相納候様被申出候、依之存寄^{*}申上候様御通達之趣承知
仕候、此義旧臘掛切之積りヲ以銀式両寄附仕候義二御
座候間、此段宜被仰上被下度、書付ヲ以申上候、以上

西七月

道修町三丁目

勘定年番町^{*}

【生玉南坊】生玉は生国魂神社。南坊はその神宮寺の法案寺

【存寄】意見、考え

【旧臘】去年十二月

【銀式両】銀一両は銀四、三匁

【勘定年番町】大坂三郷惣会所経費を監査するため年番でその役割を担当する個別町

覚

金子三百疋宛

一 御両殿様江 由銀壹兩宛

右八当八朔為御礼、葉種中買仲ケ間方奉差上候

一同 白銀*壹兩宛

右八当八朔為御礼、葉種中買仲ケ間年行司五人銘々奉

差上候、以上

道修町三丁目年寄

西七月廿日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

右葉種中買仲ケ間書上、今年方丁内引請、右寄所有之間、御断申上候等ニ相成候事

【金子三百疋】錢に換算して三貫文

【両殿様】大坂町奉行。定員二名

【八朔】八月一日は武家社会で贈答の儀礼を行う日

【白銀】贈答用の銀貨

【年行司五人】宝暦八年、葉種中買仲間取締のため大坂町

奉行所が年行司をおく、ことを命じる。定員五名

【寄所】「よりしよ」。葉種中買仲間の会所。宝暦十二年、道修町三丁目に設置されている

覚

一 御両殿様江 白銀壹兩宛

右八当八朔為御礼、町中方奉差上候、以上

道修町三丁目年寄

西七月廿日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【町中】「ちようじゅう」。道修町三丁目の住人一同

乍恐口上

道修町三丁目丁人共

一丁内近江屋忠右衛門下人と八与申今年廿一歳ニ罷成候者、当廿日暮前方出候而罷帰り不申候ニ付相尋候得共、未行衛相知不申候、右主人忠右衛門義朝鮮人参御吟味之儀ニ付、当二月十四日忠右衛門壹人丁内へ御預ニ被為 仰付罷在候、尤右与八儀ハ御預者ニ而ハ無御座候

へ共、右之段私共乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

五人組

明和貳年酉七月廿三日

鳥飼屋

忠兵衛

年寄

紙屋

吉右衛門

西
御奉行様

右書付惣代中嶋七九郎殿取次ヲ以掛り御役人安東茂

作様・服部弥三左衛門様御立会ニ而様子御尋之上、

表ニ而控居可申旨被仰渡、夫々暫いたし御呼出之上、

御番所ニ而茂作様被仰渡候ハ右書付之趣御聞置被成

候間其段相心得可申候、尤東御番所ニ而右之趣書入

御断可申上候、若此段相尋候へハ西御番所御断奉申

上候処、御聞届被下候段可申上候様被仰渡相済申候、

東御番所書上左之通

【下人】奉公人

【行衛】「ゆくえ」

【御預者】町内預けの対象者

【書付】家出断

【惣代】町惣代。町奉行所や惣会所で都市行政の末端を担う

【中嶋七九郎】北組町惣代

【御役人】大坂町奉行所与力

【安東茂作】【服部弥三左衛門】大坂西町奉行組与力。当日

の当番与力

【表】町奉行所の門前にある控所。公事人溜ともいう

【御番所】西町奉行所

【西御番所】大坂町奉行所は東町奉行所と西町奉行所に分

かれ、月番で訴願諸届けを受け付ける。この場合、二月

が西、七月が東の月番であったと考えられる。

【書上】東町奉行所に提出した次の文書「乍恐口上」

乍恐口上 道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一丁内近江屋忠右衛門下人と八与申今年廿一歳ニ罷成り

候者、当廿日暮前ふ出候而罷歸り不申候ニ付方々相尋

候得共未行衛相知不申、右之段主人忠右衛門ふ御断可

奉申上候処、右忠右衛門義朝鮮人参御吟味之儀ニ付当

二月十四日忠右衛門老人 西御番所様ふ丁内御預相成

罷在候ニ付、右之段乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

年寄

明和貳年酉七月廿三日

紙屋吉右衛門

御奉行様

右書付御当番瀬田八右衛門様・由比彦之進様御聞届

被為成下候

【御当番】町奉行所の受付窓口である当番所勤務の与力

【瀬田八右衛門】【由比彦之進】大坂東町奉行組与力

乍恐御訴訟

道修町三丁目

願人 鳥飼屋忠兵衛*

預ケ銀出入

道修町貳丁目

相手 和泉屋助右衛門*

一 右助右衛門方へ懺成証文ヲ以、当二月晦日銀五貫目、

同五月四日切之相对ニ而預ケ置候、此利銀百七拾八匁

五分、同三月十四日銀拾貫目、同四月晦日切之相对

ニ而預ケ置候、此利銀三百四拾貳匁五分元利合拾五貫

五百匁拾老匁相滞候ニ付、度々催促仕候得共銀子返済

不仕、迷惑至極奉存候、何卒御慈悲之上乍恐右助右衛

門御召被為 成、右銀子相渡候様被為仰付被下候ハ、

難有可奉存候、以上

鳥飼屋

明和貳年酉八月五日

忠兵衛

御奉行様

東

【鳥飼屋忠兵衛】葉種中買仲間

【和泉屋助右衛門】両替屋仲間定行司(延享版『難波丸綱目』)

乍恐口上

道修町三丁目

丁人共

一 町内近江屋忠右衛門儀朝鮮人参御吟味之儀之儀ニ付、

当二月十四日家内ニハ無御構、忠右衛門老人町内へ御

預被為 成罷在候処、右忠右衛門下人と申今年廿

一歳ニ罷成候者、先月廿日〆罷出帰り不申、尤御預之

者ニ而ハ無御座候得共、右之段同廿三日御断奉申上候

処、御聞届被為 成下候、然ル処右与八義伊勢参宮仕

候由ニ而昨八日罷帰申候ニ付、右之段今日両御番所様江

(東)

御断奉申上候二付、乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

五人組

井筒屋

嘉兵衛

明和貳年酉八月九日

年寄

紙屋

吉右衛門

西

御奉行様

此書付御当番所差出候処

安東丈之助様御間届被為成下候

【当番所】町奉行所で諸届を受け付ける部署。与力・同心が当番制で勤務する

【安東丈之助】西町奉行組与力見習（明和二年『大坂武鑑』）

乍恐口上

道修町三丁目

丁人共

一町内近江屋忠右衛門下人与八与申今年貳拾一歳ニ罷成候者、先月廿日暮前方出候而罷帰不申、方々相尋候得共、行衛相知不申候二付、右之段主人忠右衛門方御断可奉申上候処、朝鮮人參御吟味之儀二付、当二月十四日

家内ニハ無御構*、右衛門老人西御番所様方御預被為

成罷在候二付、同廿三日私共方右之段御断可奉申上候、

然ル処右与八夜前罷帰申候故、段々様子相尋候処、伊

勢參宮仕候由申之候、尤先々悪事等無御座候二付召連

御断奉申上候、御慈悲之上御帳面御消被為 成下候様

乍恐書付ヲ以奉願上候、以上

五人組

井筒屋

嘉兵衛

明和貳年酉八月九日

年寄

紙屋

吉右衛門

東

御奉行様

右書付由比彦之進様へ差上候処、延引之儀被仰渡候二付、夜前書直し、中嶋藤内様御間届被為 成、与八義心得違之段被仰渡候

【無御構】「おかまもなく」。処罰がない

【夜前】昨夜

【帳面】当番所の御用帳面

【延引】書類の不備等で受理（御聞届）「御聞済」されな
いこと。却下ではない

【中嶋藤内】西町奉行組与力

覚

一 当五月迄同七月迄三ヶ月之間拾壹品諸荷物廻船会所へ
書出候外他所他国舟二而江戸へ致直積候分丁内吟味仕
候処一切無御座候二付、書付ヲ以御断申上候、以上

酉八月廿日

道修町三丁目月行司

年寄

浅井玄郁*

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【直積】地方から江戸に直接輸送する商品

【浅井玄郁】医師

覚

一生玉勸化物先達而書出候処、少分二付出情*仕書付差出
可申段御通達承知仕候、依之掛切之積り二而銀十五匁
寄付仕候間、宜敷御書上被下候、以上

酉八月廿日

道修町三丁目

道修町壹丁目

【出情】しゅつせい、出精。精を出すこと

覚

一家数 貳拾九軒

一役数* 四拾貳役壹分

内 貳役無役*年寄屋敷
会所屋敷

残而四拾役壹分

一惣竈数*百拾壹軒

内 拾六軒 家持*
九拾五軒借屋*

右之通相違無御座候二付、書付差上申候、以上

酉

道修町三丁目年寄

八月晦日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

物書*多田伊兵衛殿へ相渡ス

【役数】家屋敷には公役や町役が賦課された。道修町三丁

目の役数は四十二。一役であつた

【無役】公役や町役を免除された家屋敷。無役屋敷

【会所】町会所。個別町ごとに町内の公的業務を代行する会所のこと。町会所家守は町代を兼ねた

【竈敷】世帯数

【家持】町内に土地付きの家屋敷を所有する住人。町人。公役や町役を負担する

【借屋】「かしや」と訓む。借家の住人。公役・町役を免除される

【物書】惣年寄配下の惣会所職員

乍憚口上

一京都大仏殿勸化物寄附仕候様奉仰附、先達而丁人共寄附之趣書付差上候処、今一応出情仕候而書付差上候様被仰渡奉畏候、此上出情仕候様随分相勧メ候処、先達而書付差上寄附銀高二而何卒御納メ被下度丁人共奉願候二付、乍憚書付ヲ以奉申上候、以上

西九月二日

町筋連印*

惣御年寄中

【町筋】道修町筋に展開する個別町が署名捺印すること。ここでは道修町筋で勸化組合を形成していたと思われる

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一他町持銭屋与左衛門家守大和屋清兵衛退キ代り丁内伏見屋善兵衛借屋亀屋権兵衛相勤申候、右ノ通水帳張紙仕度奉存、乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

明和弍年西九月三日

御奉行様 磯矢市左衛門様御聞届

【他町持】町内にある家屋敷のうち町外に居住する町人名義のもの。掛屋敷という

【家守】「やもり」。掛屋敷を管理する者

【伏見屋善兵衛】薬種中買仲間

【水帳】ここでは道修町三丁目の土地台帳

【張紙】水帳の記載事項に変更が生じると、その内容を記載した切紙を該当箇所に添付する

【磯矢市左衛門】東町奉行組与力。地方役

乍恐口上

道修町三丁目

伏見屋半右衛門*

一 丹波屋町^{*}鴻池屋庄兵衛借屋永来屋利兵衛方へ当正月銀三百五拾匁預ヶ置候処相滞候二付、先月五日御願奉申上候、然ル処御威光ヲ以右之銀子受取、下二而相済^{*}御慈悲難有奉存候、依之御裏印之訴状^{*}忝通差上御断奉申上候、以上

明和二年酉九月五日

伏見屋

半右衛門

東
御奉行様

【伏見屋半右衛門】葉種中買仲間

【丹波屋町】「たんばやまち」。東横堀の東側、安堂寺橋の

南側に所在する個別町

【下二而相済】和解が成立

【御裏印之訴状】訴えを受理した証拠として町奉行所が願人の訴状の裏に押印したもの

覚

(惣方)

一大仏殿勸化之儀先達而寄附物銀高書出候処、亦々当月五日右勸化物今一応出情仕銀高書出候哉、先達而書上候銀高二而御納被下候様願上候哉否相糺申上候様被仰

渡奉畏、左之通寄附銀高書上候

一 銀三枚^{*} 道修町壹丁目

一 金貳匁 同 二丁目

一 銀百五匁 同 三丁目

一 同五拾五匁 同 四丁目

一 同五拾五匁 同 五丁目

一 同四拾三匁 古手町^{*}

右之通御座候、以上

酉九月十三日

道修町二丁目印

勘定年番町

【銀三枚】贈答用・儀礼用の銀の大判。銀一枚は銀四十三匁

【古手町】「ふるてまち」。道修町筋に所在する個別町。道

修町五丁目目の西隣に所在

乍憚口上

一道修町三丁目年寄紙屋吉右衛門義他出任候故、私罷出^{*}

申候二付、書付ヲ以御断申上候、以上

酉九月十五日

月行司

吉川屋吉兵衛

惣御年寄中

【私罷出】次の九月十六日付、町年寄紙屋吉右衛門口上書は庄八という人物の引越断である。十五日付と十六日付の二通の口上書から、個別町の外へ転居する際には「引越断」という書類をもって本人が町奉行所の受付窓口である当番所に向き、本人確認をしたと考えられる。庄八は町人(家屋敷名義人)ではないので町役人の同伴が必要であった。しかし当番所に向く十六日は町年寄の紙屋吉右衛門が不在なので、かわって月行司の吉川屋吉兵衛が同伴することを、前日の十五日に届け出たのが、この十五日付口上書である。

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一丁内小西仁右衛門借屋若狭屋茂兵衛同家兄庄八引越御願奉申上候処、右庄八義病氣ニ付長髪ニ而罷出申候故、乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

明和二年酉九月十六日

年寄

紙屋吉右衛門

御奉行様

【小西仁右衛門】 【若狭屋茂兵衛】 葉種中買仲間

【同家】 同居

【長髪】 月代を剃らない状態

乍恐引越之御願

道修町三丁目小西仁右衛門借屋

若狭屋茂兵衛同家兄

庄 八

一私儀道修町三丁目小西仁右衛門借屋弟若狭屋茂兵衛方二同家仕罷在候処、此度小堀数馬様御代官所撰州豊嶋郡池田宇保村伯父平右衛門方へ引越同家仕度奉存候、私義去申間十二月迄ハ若狭屋茂兵衛与申候而名前人ニ而罷在候故、乍恐引越之儀御願奉申上候、尤御当地預ケ金銀・預り金銀・売掛ケ・買掛リ其外掛リ合一切無御座候、御慈悲之上被為 聞召上被下候ハ、難有可奉存候、以上

若狭屋茂兵衛同家兄

明和二年酉九月十六日

庄 八

右之通庄八御願奉申上候ニ付私共奥印仕、乍恐奉願上候、

以上

家主

小西仁右衛門

五人組

榎並屋三郎兵衛*

同

近江屋六郎兵衛*

同

伏見屋善兵衛*

同

若狭屋惣兵衛*

年寄

紙屋吉右衛門

御奉行様

右書付四ツ時御当番中嶋藤内様へ差上候処 殿様御

留主ニ付御帰り見請可罷出旨奉仰渡、夫方八ツ時前

御帰被遊、罷出候処、御前罷出候様被仰渡、七ツ時

過於 御前御聞届被為 下候而、御広間ニ而証文被

仰付候

【小堀数馬】幕領代官。代官所は二条陣屋

【池田宇保村】現大阪府池田市城南

【名前】戸主。家業の名義人

【預ケ金銀】両替商や他人に貸した金銭。預金・融資

【預リ金銀】借金、負債

【売掛ケ】掛け売り。商品を先渡しし、代金は未回収

【買掛リ】掛けがい。商品を受け取り、代金は未払い

【掛リ合】ここでは、債権・負債を含め金銀出入（係争）が

発生する要件の有無をいう

【榎並屋三郎兵衛】享保十年頃、葉種中買仲間

【近江屋六郎兵衛】【伏見屋善兵衛】【若狭屋惣兵衛】葉種

中買仲間

【四ツ時】およそ午前九〜十一時

【八ツ時】およそ午後一〜三時

【七ツ時】およそ午後三〜五時

覚

一町内小西九兵衛借屋小西いき、是迄女名前ニ而罷在候

処、此度養子左平次名前ニ切替申候、右之外丁内女名

前之者無御座候ニ付書付ヲ以御断申上候、以上

道修町三丁目年寄

西九月廿日

惣御年寄中

紙屋吉右衛門

【小西いき】葉種中買仲間。宝曆十三年二月から明和二年九月まで小西佐平次家の名義人（宝曆九年葉種中買仲間人数帳）

【女名前】女性が名義人である家

覚

一惣人数合七百内 男四百四十二人
女二百五十八人

但去年の廿八人増内 男拾四人
女十四人

右之通御座候、以上

西九月廿五日

道修町三丁目

道修町老丁目

覚

一天満組の養育番并右入用出銀割方之義被願出候ニ付存寄申上候様被仰聞、此義先年は是迄之通ニ而割方被仰付候義ニ御座候得ハ、此度新規ニ相改候義丁人共不勝手ニ御座候段申上候間、何卒是迄之通御差置被下候様

被仰上可被下候、依之町筋連判^{*}以書付申上候、以上

西九月廿日

町筋年寄 連 印

勘定年番町

【天満組】大坂三郷の一つ。ここでは天満組惣会所

【養育番】町内で見つかった捨子の養育方法のことか

【入用出銀】必要な経費

【不勝手】不都合

【連判】一通の文書に複数の者が署名捺印すること。連印

覚

一鉄砲御改^{*}被仰付候ニ付、丁内所持又ハ預居候者相改、書付差出候様被仰付承知仕候、町内家持・借屋末々吟味仕候処、鉄砲所持又ハ預居候者無御座候ニ付、書付ヲ以御断申上候、以上

西十月十二日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【鉄砲御改】大坂市中の鉄砲改（鉄砲所持の調査）は町奉行からの指示を受けた惣年寄が各町に調査の実施を命じる形で実施される

覚

右之通御座候、以上

月行司 辰巳屋善右衛門

道修町三丁目

上候外寄附志之者無御座候間、左二書上候銀高二而相納候様被成下度、丁人共申之候

(以下、墨消抹消)

一 一銀三枚

道修町壹丁目

一金貳両

同 貳丁目

一 銀百五匁

同 三丁目

一同五十五匁

同 四丁目

一同五十五匁

同 五丁目

一同四十三匁

古手町

右之通大仏殿勸化差出可申旨、先達而書付差出候処、

猶勸方之義ニ付間違成義ハ無之哉被遊御尋候、私共丁

内得与相糺、寄附之義出情仕間違成義ハ」無御座候間、

何卒右之寄附銀ニ而御納可被下候、以上

酉十月十六日

町筋連印

惣御年寄中

【得与】念入りに。「とくと」の發音をみちびく宛字

【相糺】調査する

十月十二日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【登り米】日本各地から大坂へ搬送される米

覚

一 大仏殿勸化之儀寄附銀高書出候様被仰付候ニ付、町々

町人共江相勸、当九月十三日寄附銀高都合仕書出候処、

左之銀高之外志之者有之候ハ、銀高相増書付差出候様

被仰渡、丁人共并借屋之者尚又相尋候得共、先達而書

乍憚口上

一 私共丁内ニ煮売屋・茶屋無株ニ而右渡世方似寄候商
売之者有之候哉御尋ニ御座候、右躰之渡世いたし候
者耆人も当時無御座候、以來右似寄候商売躰之者御
座候ハ、早速惣会所へ御断可申上候、為御請仍而如件
明和二年酉五月七日

町筋連印

惣御年寄中

【煮売屋】飯屋。副食物と飯・うどん・そばを提供する店

【茶屋】掛茶屋、腰掛茶屋、水茶屋ともいう。休息を目的とした茶店

【渡世】営業、商売

【似寄】「により」。類似

【当時】現在

乍憚口上*

一 当十八日貸蒲团屋共相手取三郷丁人共与いたし無名之
願書差出候ニ付、右願書差出候者有之哉、於町々相糺
申上候様被仰渡奉畏候、私共丁内相糺候処右願書差出
候者耆人も無御座候ニ付、書付ヲ以御断申上候、以上

酉五月廿二日

町筋連印

惣御年寄中

【乍憚口上】五月十九日付町触(補達一〇九) 参照

憚乍口上

一 三郷請所中道村・曾根崎村両所地面買請入札望人町々
相糺書付ヲ以有無申上候様被仰渡奉畏候、依之丁内相
糺候処、右請所地面入札望之者無御座候ニ付、書付ヲ
以御断申上候、以上

道修町三丁目年寄

酉十月六日

紙屋吉右衛門

御掛り三郷

惣御年寄中

【三郷請所】大坂三郷の預り地

覚

一 丁内女名前之者無御座候ニ付、書付ヲ以御断申上候、
以上

酉十月廿日

惣御年寄中

乍恐口上

道修町三丁目若狭屋惣兵衛*

借屋

奈良屋安兵衛*

病氣二付代源七

一安堂寺町五丁目池田屋仁左衛門借屋銭屋半兵衛方方真

鍬金物代銀出入二付、先月廿一日御願奉申上、今日御

召被為成奉畏候、然ル処病氣二御座候二付、乍恐御慈

悲之上、対決之義今暫御差延被為成下候ハ、難有奉存

候、以上

明和二年酉十月廿一日

奈良屋安兵衛

病氣二付代源七

家主

若狭屋惣兵衛*

五人組

榎並屋三郎兵衛*

同

近江屋六郎兵衛

同

伏見屋善兵衛

同

小西仁右衛門

年寄

紙屋吉右衛門

願人

銭屋半兵衛

東
御奉行様

【若狭屋惣兵衛】葉種中買仲間

【奈良屋安兵衛】寛政八年、道修町三丁目に提灯商売者奈

良屋安五郎がおり、安兵衛も提灯商売渡世の可能性が高

い

乍恐口上

右同断

一平野町二丁目福嶋屋嘉右衛門借屋蒔絵屋伝七方方挑灯

塗代銀出入二付、先月廿一日御願奉申上候、今日御召

被為 成奉畏候、然ル処病氣御座候二付乍恐御慈悲之

上、対決之義今暫御差延被為成下候ハ、難有可奉存候、

以上

明和貳年酉十月廿一日

奈良屋安兵衛

病氣二付代源七

東
御奉行様

家主

五人組

年寄

願人

蒔絵屋伝七

残而六貫六拾九匁分五リ則五月廿日〆百五十日切被

為 仰付、今日百五十日目ニ相成候処、御威光ヲ以右

之銀子不残受取相済、御慈悲難有奉存候、乍恐御日切

手形差上御断奉申上候、以上

明和貳年酉十月廿一日

小西

半兵衛

病氣ニ付代嘉右衛門

御奉行様

【小西半兵衛】薬種中買仲間

【過半銀】負債額の二分の一を超える金額

【日切手形】日限手形。日限済方。債務者に対して期限内

に負債を返済しよう命じたもの。債権者からの返還に

よって一件が完了したと考えられる。

乍恐口上

道修町三丁目

小西半兵衛*

病氣ニ付代嘉右衛門

乍恐口上

道修町三丁目亀屋権兵衛

借屋 日野屋庄五郎

一私儀去ル十月晦日御召被為成、明五日京都太田播磨守

様御番所へ罷出候様被為 仰付奉畏候、則今日罷登り

申候ニ付、乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

一上中之嶋町和泉屋茂兵衛借屋井川屋善六方へ薬種代残
り銀拾貳〆五百六拾九匁分五リ相滞候ニ付、右善六・
同手代茂介・武右衛門相手取、去申十月廿一日奉願
上、同閏十二月十八日対決之上百五十日切被為仰付候
処、当五月廿日百五十一日目ニ罷成候、然ル処銀拾貳
〆五百六十九匁分五リ之内過半銀*六〆五百匁請取、

日野屋

明和二年酉十一月四日

庄五郎

右庄五郎御召被為 成候二付、私共差添罷登申候故、乍恐御断奉申上候、以上

家主

亀屋権兵衛

五人組

正月屋仁左衛門*

覚

一 哥舞妓狂言役者、町内相改候処老人も無御座候二付、書付ヲ以御断申上候、以上

酉十一月六日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

乍憚口上

東
御奉行様

十月晦日上京之段、荻野左衛門様被為仰付候、

同十一月四日御添翰牧野郷左衛門様本町二丁目・

七郎右衛門町二丁目、右三丁^(マ)へ御渡被為 成候

【太田播磨守】京都町奉行

【差添】借屋人が公的な場に出るときには家主や町役人が同行しなければならない。借屋人は家主等に付き従って行くのである。

【正月屋仁左衛門】大工

【荻野左衛門】【牧野郷左衛門】東町奉行組与力。当日の当番与力

一 江戸浅草山之宿町平六・九兵衛両人が御当地へ登込候

木綿并繰綿・実綿、問屋・仲買不取メ二付、為取メ木

綿壹反二付鳥目式文宛、繰綿壹貫目二付同三文ツ、

実綿壹貫目二付同壹文宛口銭、問屋之水揚^ノ御運上取

立候支配人右両人江被仰付被下候様願上候二付、私丁

内右商売躰之者へ委細申聞、差支之有無申上候様被仰

渡奉畏候、私丁内二右商売躰之者老人も無御座候二付、

御断奉申上候、以上

明和貳年酉十一月五日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【繰綿】「くりわた」。綿実から核を取り除いたもの

【実綿】 木綿から摘み取った綿の実

【水揚】 問屋の荷揚げ商品

【鳥目】 銭

【壱貫目】 約三・七五キログラム

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一道修町三丁目小西半兵衛住宅家屋敷、表口五間半四寸六分、裏行式拾間壱尺七寸三分、同町内ニ所持家屋敷表口二間半三尺壱寸壱分、裏行式拾壱間壱尺七寸三分、右家屋敷ニケ所此度悴惣五郎譲り請名ヲ半兵衛与一相改、名前罷成候、直判ニ相勤申候
右之通水帳絵図ニ張紙仕度奉存候ニ付、乍恐書付ヲ以御断奉申上候

明和二年酉十一月十二日

紙屋吉右衛門

東
御奉行様 磯矢市左衛門様御聞届

小西半兵衛方悴惣五郎譲り請

名ヲ改

小西半兵衛

明和二年酉十一月十二日

右同断

【直判】江戸時代は戸主が押印するのが原則。女名前（女性）が代理で戸主を務める）や幼少の戸主の場合は、親族や奉公人のなから代理をたてた。これを代判という

【名前罷成】名前人（戸主）になる

乍恐口上

右同断

一道修町三丁目小西半兵衛家屋敷、此度悴惣五郎譲り請名ヲ半兵衛与相改、名前ニ罷成候
右之通、三ヶ条御改之証文ニ脇書仕度奉存候、乍恐左ニ書付御窺奉申上候、以上

明和二年酉十一月十二日

紙屋吉右衛門

東
御奉行様 工藤七郎左衛門様御聞届

五人組

小西半兵衛

十一月

○ ○

半兵衛家屋敷

此度悴惣五郎

譲り請名ヲ半兵衛与

相改名前ニ成ル、住宅

直判

【三ヶ条御改之証文】宗旨改卷

【工藤七郎左衛門】東町奉行組与力

覚

一 当八月迄同十月迄三ヶ月之間拾一品諸荷物廻船会所江

書出候外、他所他国ニ而江戸江致直積候分、丁内吟味

仕候処無御座候ニ付、書付ヲ以御断申上候、以上

道修町三丁目月行司

西十一月廿三日

辰巳屋善右衛門

年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

平野町三丁目年寄役可相勤程之者存寄申上候様被仰付、
書付差上候

他所持瓦町式丁目川崎屋金蔵
借屋ニ罷在候

一 紙商売

象牙屋善右衛門

五拾一歳

一 小間物商売

象牙屋次郎右衛門

三十七歳

一 鞆弓商売

鞆屋甚右衛門

三十八歳

右之内年寄役相勤候而も不苦間敷様奉存候、御尋ニ付申
上候、以上

道修町三丁目年寄

明和二年酉十二月朔日

紙屋吉右衛門

月行司

正月屋仁左衛門

北組

惣御年寄中

【鞆弓商売】弓矢を扱う店

*借屋の住人が町年寄の候補者にあがっていることが興味
深い。

覚

一御両殿様江 白銀壺兩宛

右ハ来ル戌年頭為御礼町中ノ奉差上候、以上

道修町三丁目年寄

西十二月十三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一御両殿様江 金子三百疋宛

右ハ来ル戌年頭為御礼、薬種中買仲間ノ奉差上候

一同 白銀壺兩宛

右ハ来ル戌年頭為御礼、薬種中買仲間ノ行司五人銘々

ノ奉差上候、以上

道修町三丁目年寄

西十二月十三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

一四月十八日丁内小西仁右衛門殿江利右衛門相場延売買*

百貫町長崎屋次郎兵衛手代忠兵衛申合、右延売買仕候

処、右差引残式百拾匁余御座候二付、段々催促仕候得

共一向相済被呉不申候二付、只今御年寄様へも相届候

間、何卒相済被呉様丁内ノ挨拶いたし呉候様下人忠兵

衛罷越相頼候、右忠兵衛義者右銀子引おい二相成、当

時古手町長浜屋方へ被預罷在候段相届候事

【相場延売買】薬種の空物取引か。薬種の受け渡しはせず、

帳面上、あらかじめ決済の時期を決めておき、その時の

相場で精算する取引。

一四月十七日丁内伏見屋善兵衛借屋薬屋治兵衛方ノ伊予

今はり室屋町天満屋林平倅幸助与申受人二相立、中之

嶋米子町かわち屋平七方へ下人奉公ニ遣置候処、去ル

二月中旬家出いたし、同三月三日夜相知、夫ノ次^⑤兵衛

方へ預候二付、段々相糺候処、右平七買先南本町壺丁

目刀屋武兵衛方ニ而脇差一腰平七名前ニ而買請、天満

榎屋敷挑灯屋橋屋伝兵衛（以下記述なし）
（付脱力）

*以下は道修町三丁目町代の覚書

【葉屋治兵衛】道修町薬種中買

【平七名前二而買請】刀劍の購入には名前を知らせる必要があった。

門の丁内、近江屋忠右衛門殿呼候事

*以下戌年正月まで記述なし

七月四日五百八十文大仏殿寄附物二差出

同日壹メ文書付丁内江差遣ス

七月九日淡路町壹丁目山口屋惣左衛門与申仁被参、丁内紀伊国屋宇右衛門人別承度旨二而御座候故、人別八人与申聞候処、下人忠兵衛・嘉兵衛・伊兵衛右三人名前留帰り申候

【紀伊国屋宇右衛門】道修町薬種中買

【人別】ここでは紀伊国屋宇右衛門店の構成員

一七月廿日中屋敷永田勘兵衛様を呼参候事

同七ツ時参被仰聞ハ丁内鳥飼屋忠兵衛様之事

同廿一日夕方参候事

【永田勘兵衛】西町奉行組与力

一七月廿三日亀山町扇子屋九郎左衛門かしや亀屋源右衛

〔訳文〕

一札

一つ、今回あなたの船を廻米輸送船として雇い入れます。
まず米の積み込み港へ向かってください。十五日以内
に積み込みが完了する予定です。万一、その期限がす
ぎた場合は、自由に積荷を調達して大坂にむかってく
ださい。運賃は大坂で渡します。契約の内容は以上の
とおりです。

申十一月廿日

辰巳屋善右衛門
小柳孫右衛門

船頭宛

*本文書はこの箇所に挟み込まれた一紙。

覚

一つ、今年二月から四月まで三カ月間の十一品諸荷物に
つき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届
け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した
商品はありません。この結果を書面で報告します。以

上です。

酉五月十六日

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、道修町一丁目町年寄の天野屋七郎兵衛が病気のため、代理として私が出向きます。この件を書面でお届けします。以上です。

道修町三丁目町年寄

酉五月十六日

惣御年寄中

紙屋吉右衛門

おそれながら口上

道修町三丁目

小西半兵衛

病気のため代理嘉右衛門

一つ、上中之嶋町の和泉屋茂兵衛名義の借屋に住む井川

屋善六は薬種代の残銀として十二貫五百六十九匁八分五厘の支払いが滞っています。そのため私は善六・同手代茂助・武右衛門ならびに町年寄備前屋源右衛門・家主和泉屋茂兵衛を相手どり、去年十月二十一日に大坂町奉行所へ訴えました。同年閏十二月十八日に町奉行所で善六方と対決した結果、善六・同手代茂助・武右衛門の三人に対して百五十日以内の返済をお命じいただきました。その後、昨十九日に百五十日の期限がきました。おかげさまで銀高十二貫五百六十九匁八分五厘のうち過半の銀六貫五百匁を受け取りました。残りの六貫六十九匁八分五厘はまだ返済が完了していません。すみやかに返済するようにご命じくださいましたら、そのご配慮に感謝申しあげます。おそれながら御日切手形をもってお願い申し上げます。以上です。

明和二年五月二十日

小西半兵衛

病気のため代理嘉右衛門

御奉行様

右の件は当番与力八田軍平様のご担当である。町奉行の

御前で再度今日から百五十日以内の返済を指示された。

一つ、道修町四丁目にある河内屋作兵衛名義の借屋の住人小西次郎兵衛が道修町三丁目の小西半兵衛を預け銀の係争の件で二月二十五日に町奉行所に訴えた。このたび和解が成立し、五月二十四日に濟口証文を町奉行所に提出し、一件が解決した。

覚

一つ、今年四月から六月までの三カ月の間に全国から大坂の御大名衆蔵屋敷と商人方へ廻送された米について、町内で確認しましたところ該当するものがありませんでした。このことを書面で報告します。以上です。

酉年七月十日

惣御年寄中

覚

一つ、銀九十四匁六分

右は京都大仏殿の勸化に応じて寄附する金額です。御報告をお願いするため、このように記しました。以上です。

酉年七月十九日

道修町三丁目

道修町一丁目

覚

一つ、生玉南坊の勸化物につき先日文書に記しました金額を今後十五年間、毎年納めるよう生玉南坊が申し出ています。この件で意見があれば申し上げよとのご通達の内容を確認しました。道修町三丁目は去年十二月かぎりのつもりで銀二両を寄附しました。この事をお取り次ぎいただきたく、書面で申し上げます。以上です。

酉年七月

道修町三丁目

勘定年番町

覚

一つ、両殿様へ 金三百疋ずつ

右の金は今年の八朔の御礼として、薬種中買仲間からさしあげるものです。

一つ、同 白銀一両ずつ

右の銀は今年の八朔の御礼として、薬種中買仲間年行司五人めいめいからさしあげるものです。以上です。

道修町三丁目町年寄

酉年七月二十日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

*薬種中買仲間が支出する八朔礼銀が道修町三丁目の町年寄を通じて納付されている。

覚

一つ、両殿様へ 白銀一両ずつ

右の銀は今年の八朔の御礼として、町内からさしあげます。

道修町三丁目町年寄

西七月二十日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目町人ども

一つ、町内に住む近江屋忠右衛門店の奉公人で与八とい
う今年二十一歳になる者が今月二十日の夕方から外出
し、戻らないので探しましたが、いまだに行方が知れ
ません。与八の主人忠右衛門は朝鮮人参取り調べの件
で、本人一人が町内預けを命じられています。この与
八は町預けの者ではありませんが、私どもから文書で
お届けします。以上です。

明和二年七月二十三日

五人組 鳥飼屋忠兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

西町奉行様

右の書類は町惣代中嶋七九郎殿が取り次ぎ、担当与
力安東茂作様・服部弥三左衛門様が同席のうえ町奉

行が事情を確認し、門前の控所で待つよう指示があ
り、それからしばらくして御呼び出しのうえ、西町
奉行所で安東茂作様から、書類の内容は受理したの
でそう理解するよう伝えられた。また東町奉行所に
もこの件を文書で届ける予定である。もしこの事を
尋ねられたならば、西町奉行所に届け出て受理され
たことを東町奉行所にも申し上げるよう指示を受け
たと説明するよう指示を受けて処理した。
東町奉行所へ提出した文書は次の通りである。

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、町内の近江屋忠右衛門の奉公人で今年二十一歳に
なる与八が、今月二十日の夕暮れ方から店を出たまま
帰ってこないのので、方々を探しましたがいまだに行方
が知れません。本来ならこの事を主人である忠右衛門

が届け出なければならぬのですが、忠右衛門は朝鮮人參に関するお調べの件で今年の二月十四日、忠右衛門一人が西町奉行所から町内預けとなりました。この事をおそれながら文書でお届けします。以上です。

明和二年七月二十三日 町年寄 紙屋吉右衛門
大坂町奉行様

右の文書は御当番与力瀬田八右衛門様・由比彦之進様が受理された。

おそれながら御訴訟

道修町三丁目

願人 鳥飼屋忠兵衛

預け銀出入

道修町二丁目

相手 和泉屋助右衛門

一つ、今年の二月晦日、確かな証文によって銀五貫目を今年五月四日までに返済する約束で助右衛門へ借しておりました。この利銀は百七十八匁五分になります。さらに三月十四日には銀十貫目を四月晦日期限の約束

で借しました。この利銀は三百四十二匁五分です。元利合わせて銀十五貫五百二十一匁が返済されないもので何度も催促しました。しかし銀子は返済されず非常に困惑しています。お手数をおかけしますが助右衛門を呼び出していただき、この銀子を返すようお願い下されば大変ありがたいと存じます。以上です。

明和二年八月五日 鳥飼屋忠兵衛
東御奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目町人共

一つ、町内の住人である近江屋忠右衛門は朝鮮人參に関するお調べのため、当年二月十四日に家族は無関係で忠右衛門一人が町内預けになりました。この間、忠右衛門店の奉公人で与八という今年二十一歳になる者が先月二十日に外出したまま戻りません。もちろん町預けの者ではありませんが、この件を同月二十三日に届

け出ましたところ書類が受理されました。そうするうち昨日に与八は帰ってまいりました。伊勢参りをしておりました。この事情を本日、東町奉行所へ届け出ましたので、西町奉行所にも御届けします。以上です。

明和二年八月九日

五人組 井筒屋嘉兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

西御奉行様

この書面を当番所に提出したところ、安東丈之助様に受理された。

おそれながら口上

道修町三丁目町人共

一つ、町内の町人近江屋忠右衛門の奉公人で今年二十一歳になる与八が、先月二十日の夕暮れ前に店を出たまま帰ってこないで、方々を探しましたが行方が知れません。この件は本来主人である忠右衛門が届け出るべきなのですが、この忠右衛門は朝鮮人参に関するお

調べの件で今年の二月十四日、忠右衛門一人が西町奉行所から町内預けとなりました。そのため、この件は同月二十三日に私共から届出をしました。そうするうち昨夜、与八が帰ってまいりました。おいおい事情をたずねたところ、伊勢参りに出かけたと申します。出先で悪事をはたらいたものではありませんので、与八を同伴し届け出ます。御配慮をいただき当番所の御用帳面から本件を削除くださいますよう、おそれながら書面でお願います。以上です。

明和二年八月九日

五人組 井筒屋嘉兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

東御奉行様

右の届書与力の由比彦之進様へ提出したところ、書類不備を指摘された。昨夜書きなおし本日、与力の中嶋藤内様に提出し受理された。「与八は心得違いである」と申し渡された。

覚

一つ、今月五月から七月までの三カ月間の十一品諸荷物につき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品はありません。この結果を書面で報告します。以上です。

道修町三丁目行司

酉年八月二十日

浅井玄郁

町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一つ、先日、生玉神社への勸化物の金額を書面で御届けしましたところ、少額なので増額した金額を書面で提出するよう通達され承知しました。これにより一度きりの心づもりで銀十五匁を寄附します。勸化帳にはこの金額をお書きください。以上です。

酉年八月二十日

道修町一丁目

道修町三丁目

覚

一つ、家数 二十九軒

一つ、役数 四十二役一分

内 二役無役 町年寄屋敷
町会所屋敷

残り四十役一分

一つ、総竈数百一十一軒

内 十六軒 家持
九十五軒借屋

右のとおり間違いありませんので書面で提出します。以上です。

酉年八月晦日 道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

物書多田伊兵衛殿へ提出した

はばかりながら口上

一つ、京都大仏殿の勸化物に寄附するよう指示を受け、先日道修町筋の町人が寄附の内容を書面で提出しましたところ、もう少し増額した内容で書面にまとめ提出するよう指示を受け承知しました。その後、町人たちには増額するよう随分勧めました。しかしながら道修町筋の町人たちは先日提出した寄附の額で納めてくださいと願っています。申し訳ありませんが、このことを書面で報告します。以上です。

酉年九月二日

町筋連印

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、他町の住人銭屋与左衛門名義の家屋敷の家守であ

る大和屋清兵衛が引退し、その後任を町内の町人伏見屋善兵衛名義の借屋に住む亀屋権兵衛が勤めます。以上のとおりですので水帳に張紙をしたいと思いい、おそれながら書面で御届け申し上げます。以上です。

明和二年九月三日

御奉行様 与力の磯矢市左衛門様が受理された

おそれながら口上

道修町三丁目

伏見屋半右衛門

一つ、丹波屋町の町人鴻池屋庄兵衛名義の借屋に居住する永来屋利兵衛へ今年正月に預けた銀三百五十匁の返済が滞りましたので、先月五日に町奉行所に願い出ました。その後、幕府の御威光によって和解し、預け銀が返済されました。そこで訴訟時にお預かりしました御裏印の訴状一通を提出し、和解の報告とします。以上です。

東御奉行様

明和二年九月五日

伏見屋半右衛門

酉年九月十三日

道修町二丁目印

勘定年番町

覚

一つ、京都大仏殿の勧化につき先日寄付金額を記した書類を提出しましたところ、ふたたび今月五日に今回の勧化について増額した金額を提示するのか、前回提示した金額をするのか確認のうえ報告するようご指示をいただきました。謹んで承知しました。以下の通り寄付金額を書き上げます。

- 一つ、銀三枚 道修町一丁目
- 一つ、金二両 同 二丁目
- 一つ、銀百五匁 同 三丁目
- 一つ、同五十五匁 同 四丁目
- 一つ、同五十五匁 同 五丁目
- 一つ、同四十三匁 古手町

右の通りです。以上です。

はばかりながら口上

一つ、道修町三丁目の町年寄紙屋吉右衛門は外出しますので、当番所へは私が出向きます。この件を書面でご報告します。以上です。

酉年九月十五日

月行司

吉川屋吉兵衛

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、町内の住人小西仁右衛門名義の借屋に住む若狭屋茂兵衛の同家人で兄の庄八が引越の願いを申し上げています。この庄八は病気のため長髪で当番所に出頭し

ますので、おそれながら書面でご報告します。以上の通りです。

明和二年九月十六日 町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様

おそれながら引越の御願

道修町三丁目小西仁右衛門借屋

若狭屋茂兵衛同家兄

庄 八

一つ、私は道修町三丁目の住人小西仁右衛門名義の借屋に住む若狭屋茂兵衛の兄で、弟宅に同居しています。近く、御代官小堀数馬様の御支配所である摂州豊嶋郡池田宇保村の伯父平右衛門方へ引越し同居する予定です。私は昨年閏十二月迄は若狭屋茂兵衛という名前の人でしたので、おそれながら引越の願いを申し上げます。御当地大坂に預け金銀・預り金銀・売掛け・買掛りその他、金銭トラブルが発生するような関わり合

いは一切ございません。そこでご高配をたまわり、引越願をお認め下されましたならありがたく存じます。以上です。

明和二年九月十六日

若狭屋茂兵衛同家兄

庄八

右のとおり庄八がお願い申し上げますので、私どもも奥印をし、おそれながら庄八の引越をお願いするところです。以上です。

家主 小西仁右衛門

五人組 榎並屋三郎兵衛

同 近江屋六郎兵衛

同 伏見屋善兵衛

同 若狭屋惣兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様

右の引越願を四ツ時に当番与力中嶋藤内様へ提出した。町奉行は不在なので御帰りの頃に出頭せよとのご指示を受けた。その後八ツ時前に町奉行所にお戻

りになったので出頭した。町奉行の御前に向かうよう指示を受けた。七ツ時過ぎ、町奉行の御前で引越願が認められ、その証文を御広間で渡された。

右のとおりです。以上

酉年九月二十五日

道修町三丁目

道修町一丁目

覚

一つ、小西いきは町内にある小西九兵衛名義の借屋に住んでいます。これまで家の名義は「女名前」でしたが、このたび養子左平治の名義に切り替えます。これ以外に町内で「女名前」の者はおりません。このことを書面でご報告します。以上です。

覚

一つ、天満組から捨子の養育番と経費の分担方法に関する新規の提案があり、各町組の意見を述べるよう町奉行所から指示を受けました。この件は従来通りの基準で分担額が定められています。したがって今回新たに変更すると町人に不都合がでます。したがって、この件は従来通りでお願いしますと町奉行へご返答ください。これが道修町筋の考えです。町筋の町年寄が連名で署名捺印した書類を提出します。以上です。

酉年九月二十日

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

覚

一つ、総人数合計七百人の内
男四百四十二人
女二百五十八人
但し去年から二十八人増加。内
男十四人
女十四人

酉年九月二十日

勘定年番町

町筋町年寄 連印

覚

一つ、町奉行から鉄砲御改を命じられたので、各町ごとに鉄砲を所持する者または預かっている者を調査し書面にまとめて提出するよう指示を受け承知しました。町内の家持町人から借屋人まで調べましたが、鉄砲を所持または預かっている者はありません。このことを書面でご報告します。以上です。

酉年十月十二日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

月行司 辰巳屋善右衛門
右のとおりです。以上

道修町三丁目

覚

一つ、今年の七月から九月迄の三カ月間、日本全国から大坂の諸大名蔵屋敷および商人の店へ搬送された米について調査しましたが、町内にはございませんでした。このことを書面で報告します。以上です。

十月十二日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一つ、京都大仏殿の勸化寄付金額を書面で提出するよう指示を受けました。そこで勸化組合の町々では町内の住人に勧誘し、今年の九月十三日に道修町筋勸化組合での寄付金額の合計を書面にまとめました。そうしたところ、この寄付金以外にも寄付を希望する者はいたならば、増額する金額を書面にまとめて提出するよう指示をうけました。この事を再度町人と借屋人に尋ねましたが、先日書面に記載した金額以上の寄付をする

意志はありません。書面に記した金額を納めたいと町内住人らが申しています。

(以下、墨による抹消線がある)

「 一つ、銀三枚 道修町一丁目

一つ、金二両 同 二丁目

一つ、銀百五匁 同 三丁目

一つ、同五十五匁 同 四丁目

一つ、同五十五匁 同 五丁目

一つ、同四十三匁 古手町

右の金額で京都方広寺の大仏殿勸化を出す予定であることを先日書面で報告しました。すると募金の方法につき何か手違いはなかったかとお尋ねされました。これについては私どもは町内でよく調査し、十分な金額の寄付であることにまちがいはありません。なにとぞ先に示した金額を先方にお納めください。以上です

酉年十月十六日

町筋連印

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、それぞれの町内に無株で営業している煮売屋・茶屋類似の業者について照会がありました。この町内にはそのような生業の者は一人もおりません。今後そのような商売をする者が現れましたら、ただちに惣会所へご報告します。このことを書面で確認します。

明和二年五月七日

町筋連印

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、今月十八日、「三郷町人共」と記しただけの貸蒲団屋を訴える願い書が町奉行所に届いた。この願い書を差し出した者が町内にいるかを各町で調べよとの指示があり承知しました。我々の町内で確認しましたが、右の願い書を町奉行所に届けた者は一人もございません。その旨を書面でご報告します。以上です。

酉年五月二十二日

町筋連印

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、大坂三郷の預り地となっている中道村・曾根崎村
両所の土地を購入するため入札を希望する者の有無を
各町で確認し、書面で報告するよう指示があり承知し
ました。これにより町内を調べましたが、右の預り地
の入札を希望する者はございません。その旨を書面で
ご報告します。以上です。

酉年十月六日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

御掛り三郷

惣御年寄中

覚

一つ、町内で女性名義の家屋敷はございません。その旨

を書面でご報告します。以上です。

酉年十月二十日

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目若狭屋惣兵衛

借屋

奈良屋安兵衛

病気のため代理源七

一つ、安堂寺町五丁目の住人池田屋仁左衛門が所有する
借屋の住人銭屋半兵衛が真鍮金物代銀の件で私を訴え
ました。先月二十一日に町奉行所で訴状が受理され、
今日原告と対決するためから呼び出しを受けました。
しかしながら本日は病気でございます。恐れ入ります
がご配慮をいただき、原告との対決は今しばらく延期
していただけましたならば大変ありがたいと存じます。
以上です。

明和二年十月二十一日

奈良屋安兵衛

病気のため代理源七

家主

若狭屋安兵衛

五人組

榎並屋三郎兵衛

同

近江屋六郎兵衛

同

伏見屋善兵衛

同

小西仁右衛門

町年寄

紙屋吉右衛門

願人

錢屋半兵衛

東御奉行様

おそれながら口上

右に同じ

一つ、平野町二丁目の住人福嶋屋嘉右衛門名義の借屋に

住む蒔絵屋伝七が提灯塗代銀の件で私を訴えました。

先月二十一日に町奉行所で訴状が受理され、今日原告

と対決するためから町奉行所に呼び出されました。し

かしながら本日は病気でございます。恐れ入りますが

ご配慮をいただき、原告との対決は今しばらく延期し

ていただけましたならば大変ありがたいと存じます。以

上です。

明和二年十月二十一日

奈良屋安兵衛

病気のため代理源七

家主

五人組

町年寄

願人 蒔絵屋伝七

東御奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目

小西半兵衛

病気のため代理嘉右衛門

一つ、上中之嶋町の住人泉屋茂兵衛名義の借屋に住

む井川屋善六店へ薬種を売った代銀の残銀十二貫

おそれながら口上

五百六十九匁式分五厘の支払いが滞っています。そこで、右善六と手代の茂介・武右衛門を被告として、昨年十月二十一日に町奉行所に訴状を提出しました。同年閏十二月十八日に町奉行所で対決し、百五十日を期限とする返済命令が出ました。今年五月二十日で百五十一日目になりました。この日に被告から銀十二貫五百六十九匁式分五厘のうち過半銀の六貫五百匁を受け取りました。残銀の六貫六十九匁二分五厘については、あらためて五月二十日から数えて百五十日期限の返済命令が出ました。今日がその百五十日目になりました。町奉行所の御威光により、この残銀をすべて受け取りました。この間のご配慮につき御礼申し上げます。この件が解決しましたので、町奉行所からいただいた日限手形を返却する届を提出します。以上です

明和二年十月二十一日

小西半兵衛

病気のため代理嘉右衛門

御奉行様

道修町三丁目亀屋権兵衛
借屋 日野屋庄五郎

一つ、私は先月十月晦日に町奉行所に呼び出され、十一月五日に京都町奉行太田播磨守様の御役所まで出頭するようご指示を受け承知しました。そこで本日京都に向かいます。このことを書面でご報告します。以上です。

明和二年十一月四日

日野屋庄五郎

庄五郎が京都町奉行所に呼び出されましたので、我々が付き添い同行します。恐れ入りますがこのことをご報告します。以上です。

家主

亀屋権兵衛

五人組

正月屋仁左衛門

東御奉行様

十月晦日の京都市行きは東町奉行組与力荻野左衛門様の指示。十一月四日付けの東町奉行組与力牧野郷

左衛門様の添え状は本町二丁目、七郎右衛門町二丁目
目の三町に渡された。

覚

一つ、歌舞伎役者について町内で調べましたが一人もお
りません。そのことを書面をご報告します。以上です

酉年十一月六日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、江戸浅草山之宿町の住人平六・九兵衛の兩人から
次のような願いがあった。各地から大坂に運送される
木綿・繰綿・実綿について大坂の間屋・仲買の管理が
不十分である。そこで商品管理のため、手数料として
木綿は一反につき銭二文ずつ、繰綿は一貫目につき同
三文ずつ、実綿は壱貫目につき一文ずつを集め、間屋

の荷揚げ商品から運上金を集める支配人としてこの兩
人を任命するようお願いするといふものである。この
件につき町内の関連商売の者に事情を説明し、今回の
願いによって商売に差し支えが出る者の有無を報告す
るよう指示があり承知しました。私の町内に関連業者
は一人もおりません。このことをご報告します。以上
です。

明和二年十一月五日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目年寄
紙屋吉右衛門
一つ、道修町三丁目にある小西半兵衛が居住する家屋敷、
表口は五間半四寸六分、裏行は二十間一尺七寸三分、
同じく町内にある小西半兵衛名義の家屋敷、表口は二
間半三尺壱寸一分、裏行は二十一間一尺七寸三分、右

の家屋敷二カ所を今回惣五郎が譲り受け、惣五郎は半兵衛と改名し名前人になり、直判をつとめます。以上のことを水帳絵図に張紙をしたいと存じます。恐れ入りますがこのことを書面でご報告します。

明和二年十一月十二日

紙屋吉右衛門

東御奉行様 地方役所の磯矢市左衛門様がお聞き届け

小西半兵衛から倅惣五郎へ譲渡。
惣五郎は改名。
小西半兵衛
明和二年酉十一月十二日

右に同じ

おそれながら口上

右に同じ

一つ、道修町三丁目にある小西半兵衛名義の家屋敷を、今回倅の惣五郎が譲渡を受け半兵衛と改名し名前人となりました。

右の通り三カ条の宗旨巻に脇書をしたいので、恐れ入

りませんが以下のような文面を作成し確認をお願いします。已上です。

明和二年十一月十二日

紙屋吉右衛門

東御奉行様 宗旨役所の工藤七郎左衛門様がお聞き届け

五人組

小西半兵衛

十一月

○ ○

半兵衛の家屋敷を今回、倅の惣五郎が譲りを受け、半兵衛と改名し名前人になる。本人が居住し直判をおこなう。

覚

一つ、今年八月から十月迄三カ月間の十一品諸荷物につき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商

品はありません。この結果を書面で報告します。以上
です。

道修町三丁目月行司

西年十一月二十三日

辰巳屋善右衛門

町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

お尋ねを受けましたので申し上げます。以上です。

道修町三丁目町年寄

明和二年十二月朔日

紙屋吉右衛門

月行司

正月屋仁左衛門

北組惣御年寄中

覚

一つ、御両殿様へ 白銀一両ずつ

右は来年の年頭御礼として町中から献上します。以上で
す。

平野町三丁目の町年寄役に適任の候補者があれば申し上
げるようご指示を受けましたので書面でご報告します。

瓦町二丁目住人川崎屋金藏名

義の借屋に居住

道修町三丁目町年寄

西年十二月十三日

紙屋吉右衛門

一つ、紙商売

象牙屋善左衛門

五十一歳

惣御年寄中

一つ、小間物商売

象牙屋次郎右衛門

三十七歳

覚

一つ、鞆弓商売

鞆屋甚右衛門

三十八歳

一つ、御両殿様へ 金子三百疋ずつ

右は来年の年頭御礼として薬種中買仲間から献上します。

右の三名は町年寄役を勤ても差し支えないと思います。

一つ、同 白銀一両ずつ

右は来年の年頭御礼として菓種中買仲間年行司五人が各自献上します。以上です。

道修町三丁目町年寄

西十二月十三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

一つ、四月十八日に町内の住人小西仁右衛門殿へ百貫町の長崎屋次郎兵衛店手代忠兵衛がもちかけ、利右衛門相場の延売買をおこなった。決算の残額が銀二百十匁ほどあり、忠兵衛がいろいろ催促をしたが全く返済に応じない。このことを町年寄様へも知らせた。返済の件、町内からも仁右衛門殿に掛け合ってくださいさるよう、奉公人の忠兵衛が町内まで頼みに来た。忠兵衛はこの残額が負債となり、現在は古手町の長浜屋へお預けの処分を受けていると知らせてきた。

一つ、四月十七日に町内の住人伏見屋善兵衛名義の借屋

に住む菓屋治兵衛が保証人となり、伊予国今治の室町の住人天満屋林平の倅幸助を中之嶋米子町の河内屋平七方へ奉公人として派遣した。ところが幸助は去る二月中旬に家出した。三月三日夜に所在が知れ、それから治兵衛方に身柄を預けている。事情を尋ねたところ、平七店の得意先である南本町一丁目刀屋武兵衛店で脇差一腰を平七の名前で購入し、天満橋村屋敷で提灯屋を営んでいる橘屋伝兵衛

(以下記述なし)

七月四日、道修町三丁目から大仏殿への寄付金として、錢五百八十文を支出する。

同日、書類を付けて道修町三丁目へ錢一貫文を差し出した。

七月九日、淡路町一丁目の住人山口屋惣左衛門が町会所

に來た。町内の住人紀伊国屋宇右衛門に関する照会が目的であった。そこで家族八人について回答した。奉公人である忠兵衛・嘉兵衛・伊兵衛、右三人の名前を書き留めて帰った。

一つ、七月二十日、中屋敷の永田勘兵衛様から呼び出しがあり出かけた事

同日七ツ時に呼ばれ、町内の鳥飼屋忠兵衛様のことを尋ねられた。

同月二十一日夕方に永田様のもとに出かけた事

一つ、七月二十三日、亀山町の住人扇子屋九郎左衛門名義の借家に住む亀屋源右衛門が町内の近江屋忠右衛門殿を呼んだ事

(以下戊年正月まで記述なし)

